

4. 左京四條四坊の居住者と京内の宅地構成

A 左京四條四坊の居住者

平城京左京四條四坊を本貫地とする人物としては、史料の上で次のような人びとが認められる。

太安萬侶 『古事記』や『日本書紀』の撰者として著名である。慶雲元年（704）正六位下から従五位下に昇り、和銅4年（711）正五位下から正五位上になっている（『続日本紀』）。同年詔を受けて『古事記』を撰録し、翌和銅5年（712）に献上した。「古事記序」には「和銅五年正月廿八日正五位上勳五等太朝臣安萬侶」と記している。霊龜元年（715）には従四位下に、同2年には太氏の氏長となった。そして養老7年（723）、民部卿従四位下で卒したのである（『続日本紀』）。1979年に平城京の東方山間部（奈良市此瀬町）の丘陵斜面から、安萬侶の墓誌が出土したことは記憶に新しい。⁽¹⁾ 墓誌の銘には

左京四條四坊従四位下勳五等太朝臣安萬侶、癸亥年七月六日
を以て卒す 養老七年十二月十五日乙巳

とあり（fig. 34）、安萬侶が左京四條四坊に籍を置いていたことが知られた。

奈良日佐牟須万呂 正倉院文書の丹裏古文書中の天平17年（745）正月12日玉祖人主優婆塞貢進文（『大日本古文書』25巻104頁）で貢進された奈良日佐浄足の父であり、「左京四條四坊戸主従八位上奈良日佐牟須万呂」とみえる。

丹波史東人 同じく正倉院文書の天平18年（746）以前の優婆塞貢進文案（『大日本古文書』24巻299頁）で貢進された丹波史年足の戸主として「左京四條四坊戸主丹波史東人」とある。

穂積加古 『日本高僧伝要文抄』第三に、延暦僧録第五から清勤の僧としての「居士加古伝」を引いており、伝のはじめに、
又云く。居士加古は、俗姓穂積朝臣。左京四條四坊の人。
と記している。穂積加古は在俗の時延暦2年（783）に正六位上から従五位下に昇り、主税頭となり、翌年散位頭となっている（『続日本紀』）。本貫を左京四條四坊とするのは、平城京においてのこの可能性がある。

以上の四名であるが、これらの人物も本貫地がすなわち居住地であったかどうかは不明であり、さらに居住したとしても四坊のうちの何坪に住み、どの程度の広さの宅地を持っていたかは、残念ながら史料からは知ることができない。



fig. 34 太安萬侶墓誌

B 平城京における宅地構成

平城京における宅地のあり方については、その詳細を示す史料はない。しかし他の都城の場合をみると、藤原京の時に「詔して曰く。右大臣に宅地四町を賜う。直広式以上には二町、大参以下には一町。勤以下無位に至るまでには、其の戸口に随え。其れ上戸に一町、中戸に半町、下戸に四分の一。王等も亦此れに准ぜよ。」(『日本書紀』持統5年〔691〕12月乙巳条)とあり、また難波京では「難波京に宅地を班ち給う。三位以上は一町以下、五位以上は半町以下、六位以下には一町を四分するの一以下。」(『続日本紀』天平6年〔734〕9月辛未条)とするように宅地を班給しているのである。平城京における宅地も、同様に位階に応じて班給されたものと推測されるが、その実態はなお詳かではない⁽²⁾。

ここでは、史料とこれまでの発掘成果をもとに、平城京の宅地のあり方を再検討してみることにした。fig. 35は、史料をもとに平城京内に本貫ないし家地をもった人びとの位階の分布を図示したものである。例が少ないなどの限界はあるが、五位以上クラスの高位の人が平城宮に近い立地に宅地を占めたということがうかがえよう。

一方、近年の平城京内における発掘調査の成果によって、宅地の占地状況・宅地割の実態を直接に知ることができるようになった。遺構として確かめられた京内の宅地割の状況は、tab. 4のようにまとめられる。これによると、広い区画を占める宅地が平城宮近くに、小さく区分された宅地が宮から離れて確認されているという傾向を認めることができよう。もちろん奈良時代の間に区画を変更した例も少なくなく、さらに宅地の伝領という要素も考えれば、居住者の位階と宅地の広狭や立地とは必ずしも直接に結びつくわけではない。しかし、上述の京内貫籍者の位階の分布と発掘調査による宅地割の事例とが同様の傾向をもつことは、京内の宮に近い地域に高位者の宏壮な邸宅が多いという宅地構成を推定させよう。その点からすると、今回調査した左京四条四坊は、例えば従四位下の太安萬侶クラスの人びとの居住した地としてふさわしい位置にあるということができそうである。

その後左京四条四坊の地は、長岡京・平安京への遷都の後やがて水田化していった。十三坪の地は平安～鎌倉時代に(a)東大寺領梨原庄の水田一町百歩となっている。また四坪内の字樋爪の地2段については東大寺文書に土地売券等が残されている⁽³⁾。それによると(b)永仁4年(1296)、(c)康永元年(1342)には「左京四条四坊四坪内」と注記された田地が、(d)応安6年(1373)の寄進状では「字樋爪」とのみ示されている。この頃からこの地が平城京の左京四条四坊であったという記憶は失われていったのであろう。

1. 奈良県立橿原考古学研究所編『太安萬侶墓』(1981年)。
2. 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』(1966年)、秋山国三「平安京における宅地配分と班田制」(秋山国三・仲村研『京都「町」の研究』1975年、もと『社会科学』10号 1968年)、奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告VI』(1975年)。
3. (a)『東大寺要録』諸院章第四西南院条、(b)永仁4年3月23日亀松女田地売券 東大寺文書第71巻596号(『大日本古文書 家わけ第18 東大寺文書』8所収)、(c)康永元年12月5日春松丸田地売券 東大寺文書第62巻477号(同上7所収)、(d)応安6年9月2日西阿弥陀仏五部大乘經并田地寄進状 東大寺図書館架蔵薬師院文書第1部29・30号。

	右 京			左 京							
	4 坊	3 坊	2 坊	1 坊	1 坊	2 坊	3 坊	4 坊	5 坊	6 坊	7 坊
北辺				平 城 宮							
1 条		正 5 上						正 5 上 從 5 上			
2 条			正 2				正 1			從 3	(從 5 下)
3 条		從 6 上 少初上	從 4 下		大初下	從 5 下 從 8 上	正 5 下				
4 条	從 6 下			從 7 上 外從 5 下		正 1 正 5 上		從 4 下 (從 5 下) 從 8 上			
5 条			1 品 正 6 上 正 8 上		正 6 上	正 8 下	正 4 下 正 6 上 少初上	大初下			正 7 下
6 条		從 7 上 大初下			大初下	外從 5 下 從 7 上	外從 5 下 從 6 上				
7 条		正 8 上			外從 5 下						
8 条		少初上	大初下	從 7 下 大初上	正 6 下		從 8 上	正 7 下			
9 条	從 7 下 少初下		從 7 上					從 8 下			

fig. 35 平城京貫籍者の位階の分布 (從四位下を從 4 下と記す。
位は極位・太字は五位以上)

	京 内 条 坊	時 代	宅 地 割	文 献
左 京	1 条 3 坊 15・16 坪	奈良初期	2 町	『平城宮発掘調査報告 VI』1975 年
	3 条 1 坊 14 坪		2 町か	『奈良国立文化財研究所年報 1968』1968 年
	3 条 2 坊 6 坪	奈良時代	1 町 (以上)	『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976 年・1980 年
	3 条 2 坊 9 坪	奈良後半	1 町かそれ以上	『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和 54 年度』1981 年
	3 条 2 坊 15 坪	～ 8 世紀末 8 世紀末～	1 町 東西 1/2 町	『平城京左京三条二坊』1975 年
	3 条 4 坊 7 坪	奈良初期～後期 奈良末期～	南北 1/2 町 1 町	『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980 年
	5 条 1 坊 4 坪		1/4 町	『昭和 49 年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1975 年
	5 条 2 坊 14 坪	～ 天平末年 ～ 延暦 3 年	南 1/2 町、北 1/4・1/4 町 1 町	『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和 54 年度』1981 年
	8 条 3 坊 9 坪	I 期 II・III 期	東半 南から 1/8 町・1/8・1/16・1/16・1/16 町	『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976 年
	8 条 3 坊 10 坪	I 期 II 期～	東半 1/4 町 1/8 町	同 上
右 京	2 条 2 坊 16 坪	奈良前半 奈良後半	1/2 町かそれ以下 1/2 町かそれ以上	『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982 年
	5 条 4 坊 3 坪	奈良前半	1/4 町以下	『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977 年
	8 条 2 坊 12 坪	730 ～, 750 ～	南北 1/4 ないし 1/8 町	『平城京西市跡』1982 年

tab. 4 平城京の宅地割遺構